

事業継続力強化支援計画の 申請ガイドライン

令和6年6月

秋 田 県

《目 次》

1. 事業継続力強化支援事業の概要	2
2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム	5
3. 事業継続力強化支援計画の認定申請手続き	6
4. 事業継続力強化支援計画の記載例	8
5. 申請時における確認事項	17
6. Q&A	18
7. 関係規程	36

1. 事業継続力強化支援事業の概要

(1) 背景

甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぐなか、近年は、水害のリスクも上昇しているとされ、また、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定されています。こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。大企業では事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害等への備えの取組は一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営や事業の継続に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」（令和元年法律第21号）が令和元年7月16日に施行されましたが、そのなかで、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（以下、「小規模事業者支援法」という。）の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

(2) 小規模事業者支援法の内容

小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。

具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するものです。

(3) 事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所では、これまでも経営改善普及事業を行っており、小規模事業者の経営計画の作成支援を行ってきたところです。

商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（以下「事業者BCP（※1）」という。）は、企業として事業を継続していく上での経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するものであり、経営計画の一種でもあります。

また、関係市町村は、地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等

への対策で重要な役割を担っており、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内の小規模事業者と接点を有しています。

他方、小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者BCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないところです。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症（※2）などの未知の感染症の流行時にどのような取組を行えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことも有用です。

（※1）本ガイドラインにおいて、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載しています。

BCP（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができなければ、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、BCPを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。BCPの策定・運用にあたっては、まずBCPの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。（注：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より引用）

なお、事前の対策のひとつとして、地区内小規模事業者に対して、事業者BCPの策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行うことも必要と考えますが、まずは即時に取組可能な簡易的な計画の策定について小規模事業者に推進していくことが有用であると考えられます。

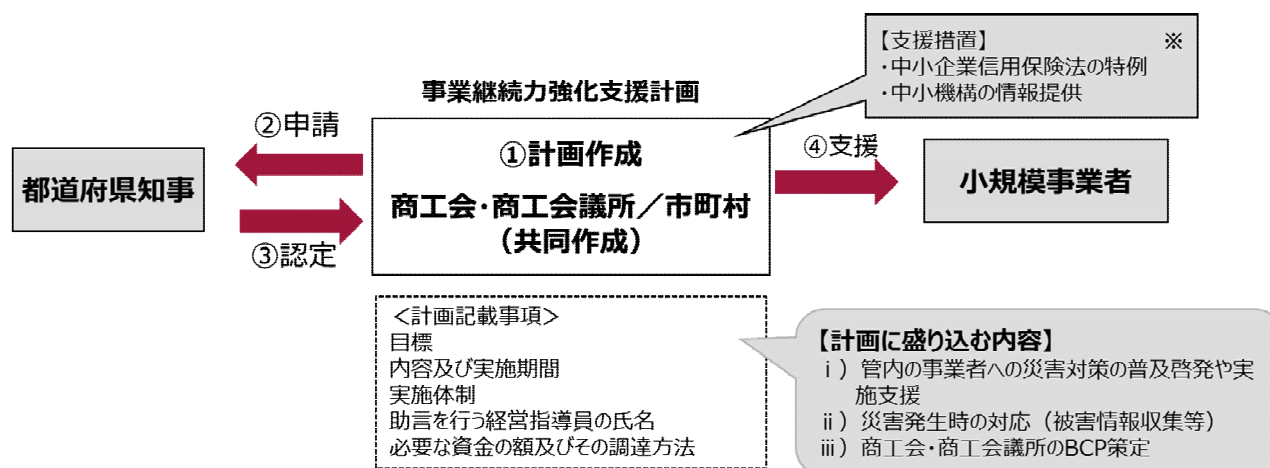
（※2）新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症の総称として本ガイドラインにおいて「新型コロナウイルス感染症」と呼称しています。

このため、商工会又は商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成し、都道府県知事が認定する新たな制度を設け、体制・取組を強化することとしています。

なお、事業継続力強化支援は基本指針において、「事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする」とされています。

- ① 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- ② 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- ③ 地区内の小規模事業者による事業者BCPの策定に関する指導及び助言
- ④ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- ⑤ 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- ⑥ 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム



※支援措置について

○中小企業信用保険法の特例（法第9条・抜粋）

認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下、「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第2条第1項の中小企業者とみなして、同法第3条、第3条の2及び第4条から第8条までの規定を適用する。この場合において、同法第3条第1項及び第3条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○中小機構の情報提供（法第10条・抜粋）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村）の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

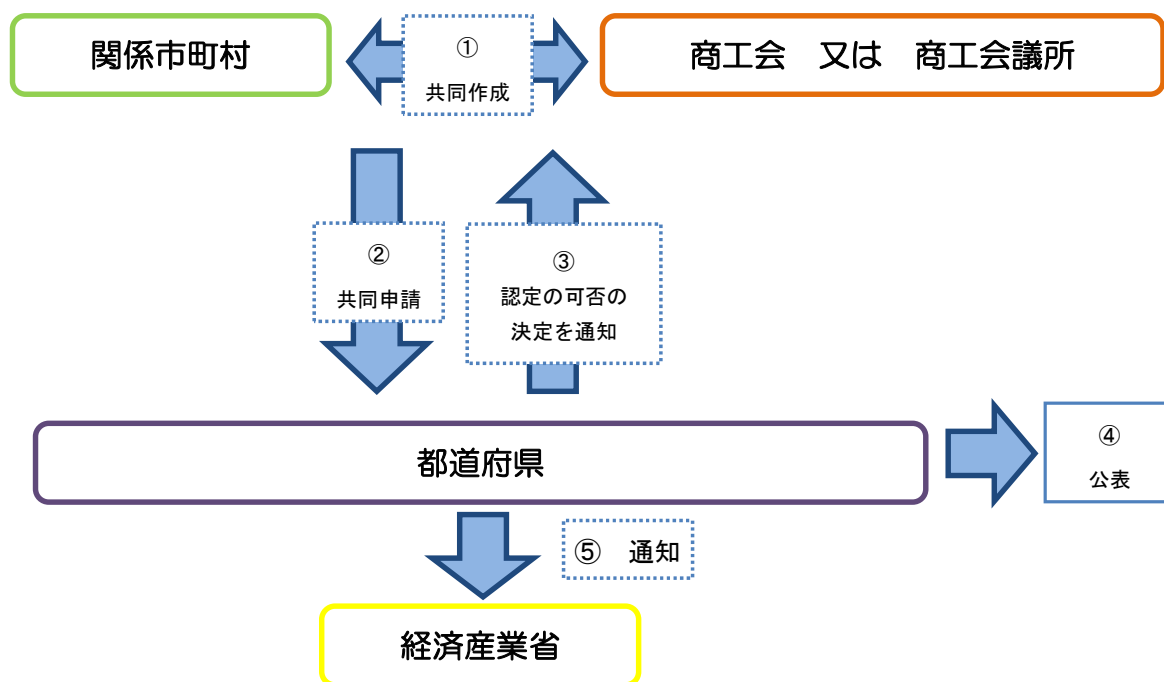
3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き

(1) 手続きの流れ

事業継続力強化支援計画の認定申請を行う商工会又は商工会議所及び関係市町村は、以下の流れにより、申請手続きを行ってください。

- ① 計画の方向性やイメージの共有等、商工会又は商工会議所と関係市町村は事前調整を行い、共同で事業継続力強化支援計画を作成してください。
- ↓
- ② 商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続きを経た上で、共同で作成した事業継続力強化支援計画を当該地域を管轄する都道府県へ申請してください。
- ↓
- ③ 申請された事業継続力強化支援計画を都道府県において審査を行い、知事が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。
- ↓
- ④ 認定された事業継続力強化支援計画を都道府県ホームページで公表します。
- ↓
- ⑤ 知事から経済産業大臣に事業継続力強化支援計画を認定した旨の通知を行います。

(2) 申請認定のイメージ



(3) 申請書の提出先及び問合せ先

秋田県 産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム
010-8572
秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階
TEL: 018-860-2215 / FAX: 018-860-3887
E-mail: sansei@pref.akita.lg.jp

(4) 申請時の提出資料

※申請時に①～⑤の書類は必須となります。電子媒体で提出する場合のファイル形式は「.docx」、「.jtd」又は「.pdf」とします。

書 類 名
①認定申請書（様式第1） ②別表1～4 【添付書類】 ③当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書 ④当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し ⑤認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第2条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書面

※原則、電子媒体での提出。

【紙媒体で提出する場合】

※書類の用紙サイズはA4とし、正本1部、副本1部を提出。

【ファイルの名称】

○認定申請書⇒【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】事業継続力強化支援計画申請書

○別表1～4⇒【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】事業継続力強化支援計画別表1～4

4. 事業継続力強化支援計画の記載例

(1) 様式第1

※記載例

様式第1 (第1条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県知事

〇〇 〇〇 様

秋田県・・市●●1-1

〇〇市商工会 又は

〇〇商工会議所

会長 会頭 □□ □□

秋田県・・市●●2-2

・・市長 △△ △△

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 〇〇 〇〇

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いいたします。なお、ゴシック体箇所は法定項目（事業の目標・内容・実施期間）を記載するために必要と考えられる項目です。

（２）別表（１～４）

（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
（１）地域の災害リスク	地域の災害リスクを商工会・商工会議所のみで把握し、計画に記載することは困難であるため、
（洪水：ハザードマップ）	関係市町村が把握している情報をもとに作成していただくなど、共同で作成してください。
当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、〇〇業の多くが立地する〇〇地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。	
（土砂災害：ハザードマップ）	
当市のハザードマップによると、山間の〇〇地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、〇〇業の多くが集積している。	
（地震：J-SHIS）	
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後〇年間で70%以上の確率で発生するとされている。	
（その他）	
市内の〇〇川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成〇年の台風〇号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害が1万棟にのぼり、県下における被害の約半数を占めた。	
また、当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は312cmと非常に多い。一方、夏は猛暑日になることも多い。	
（感染症）	
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。	
※支援計画の記載事項ではありません。 地域の災害リスクを確認いただくために、以下の防災関連サイト等をご参考ください。 ・地震情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/jp/quake/ ・津波情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/ ・国土交通省ハザードマップポータルサイト ～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省） https://disaportal.gsi.go.jp/ ・地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所） http://www.j-shis.bosai.go.jp/ ・新型インフルエンザ情報ひろば（内閣感染症危機管理統括庁） https://www.caicm.go.jp/information/business/influenza/index.html ・新型コロナウイルス感染症について（内閣感染症危機管理統括庁） https://www.caicm.go.jp/information/business/corona/guideline.html ・感染症情報（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html	

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 〇,〇〇〇人
- ・小規模事業者数 〇,〇〇〇人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	〇〇業	1,111	800	市内に広く分散している
	〇〇業	2,222	1,000	沿岸部や〇〇川沿いに多い
	〇〇業	3,333	2,500	〇〇川沿いに多い

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・〇〇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・〇〇損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・〇〇市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・平成〇年に締結した「〇〇協定書」や令和〇年に策定した「〇〇感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成〇年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ〇〇損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）〇〇市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード〇〇の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後〇時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、〇〇市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、〇日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

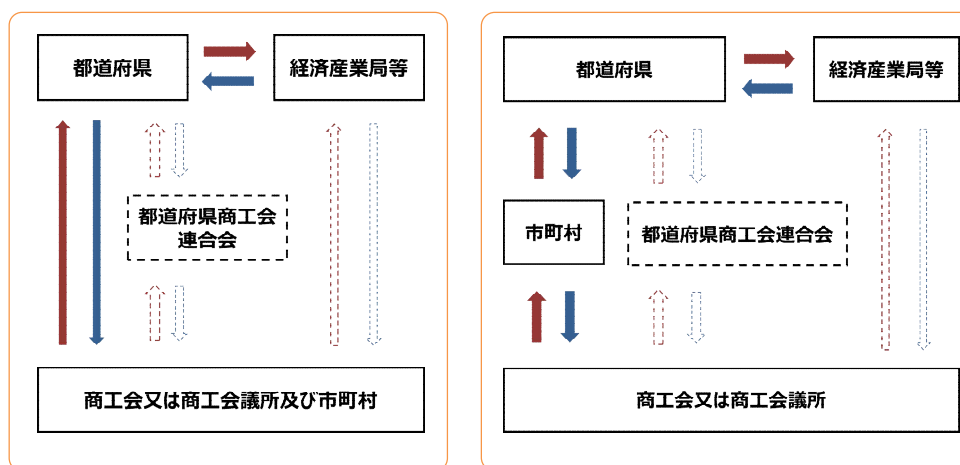
発災後～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇ヶ月	1日に〇回共有する
〇ヶ月以降	2日に〇回共有する

- ・当市で取りまとめた「例：〇〇市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

下図は、連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、秋田県の指定する方法にて当会又は当市より秋田県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を秋田県の指定する方法にて当会又は当市より秋田県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、〇〇市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・秋田県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和〇年〇月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等) 下図は、実施体制の一例 〇〇市商工会 (本所) 事務局長 法定経営指導員 ○名 経営指導員 ○名 補助員 ○名 一般職員 ○名 〇〇市商工会 (□□支部) 経営指導員 ○名 補助員 ○名 一般職員 ○名 〇〇市商工会 (△△支部) 経営指導員 ○名 補助員 ○名 一般職員 ○名 〇〇市商工会 (◇◇支部) 経営指導員 ○名 補助員 ○名 一般職員 ○名 連携 連絡調整 〇〇市 商工課 連携 確認 〇〇市 防災課 〇〇市 健康福祉課 (感染症)	

以下、斜体部分は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要な資金の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
・ 専門家派遣費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ 協議会運営費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ セミナー開催費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ パンプ、チラシ作製費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、〇〇市補助金、〇〇県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

以下は記載にあたっての留意点です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
＜記載にあたり留意すべき点＞ この様式(別表4)は、小規模事業者支援法第5条第3項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。 ※連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合に、「事業継続力強化支援事業を実施する者」として別表4に記載することができます(連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです)。 ※この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、小規模事業者支援法の効力が及ぶこととなります。 ※商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。 ※小規模事業者支援法第5条第3項及び同条第4項第5号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じることから、次の4者を別表4に記載することはしないでください。 (①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関)
連携して実施する事業の内容
＜記載にあたり留意すべき点＞ (別表1)「事業継続力強化支援計画」に記載する事業ごとに項目立てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。
連携して事業を実施する者の役割
＜記載にあたり留意すべき点＞ ・「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。 ・「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。
連携体制図等
＜記載にあたり留意すべき点＞ ・上記「連携する内容」に記載した事業ごとに、連携体制図を記載してください。なお、連携体制が複数の事業で共通の場合は、まとめて記載しても結構です。 ・連携体制図は別紙としても結構です。

5. 申請時における確認事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）における、①～⑩に記載する事項（5に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目		記載チェック
1	事業継続力強化支援事業の目標【別表1】	
	① 現状	
	(1)地域の災害リスク	
	(2)商工業者の状況	
	(3)これまでの取組	
	② 課題	
	③ 目標	
2	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】	
	④ 実施期間	
	⑤ 事業の内容	
	(1)事前の対策	
	・小規模事業者に対する災害リスクの周知	
	・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成	
	・関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等	
	(2)発災後の対策	
	・応急対策の実施可否の確認	
	・応急対策の方針決定	
	(3)発災時における指示命令系統・連絡体制	
	(4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援	
	(5)地区内小規模事業者に対する復興支援	
3	事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】	
	⑥ 実施体制	
	⑦ 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
	⑧ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先	
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】	
	⑨ 必要な資金の額	
	⑩ 調達方法	
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表4】	
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	ロ. 当該者との連携に関する事項	
添付資料	(例) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画	

6. Q&A

(1) 全体

Q 1. 「事業継続力強化支援計画」の作成は義務ですか？

(答)

本計画の作成は義務ではありませんが、商工会・商工会議所におかれては、自然災害等（**自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害、Q 4 1 参照**）の際の地域経済・雇用への影響も踏まえ、地域の小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業の必要性について認識していただくとともに、関係市町村とも共通認識を持っていただいた上で、共同で実効性のある計画を作成されるよう、前向きな検討をお願いします。

本計画の作成を義務と捉え、計画作成自体を目的化し、実態と異なる計画を作成することや、商工会又は商工会議所及び関係市町村との間で認識が異なる計画を作成することは、二次被害の防止を含め実効性に大きく影響することから、関係者間の十分な事前調整を経て計画を作成するよう、特に留意してください。

Q 2. 申請時期はいつになりますか？

(答)

随時受付しています。

Q 3. 計画の申請窓口は、どこですか？

(答)

秋田県 産業労働部 産業政策課 団体・金融チームです。

Q 4. 都道府県によって、審査内容が異なるのでしょうか？

(答)

本計画は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下、「基本指針」という。）において、「都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする」とされているところです。

当然のことですが、地理的条件や災害等発生の可能性は地域ごとに異なり、各都道

府県はその地域の特性に応じて防災計画を作成しているところです。

このため、具体的な審査の内容や視点は、都道府県ごとに異なることとなります。

Q5. 一の商工会等の管轄区域が複数の市町村にまたがる場合、又は一の市町村に複数の商工会等が併存する場合は、どのようにすればよいのですか？

(答)

例えば、以下のようなケースが考えられ、「⇒」の対応となります。

【A商工会の管轄区域がB市とC町にまたがっている場合】

(1) A商工会がB市及びC町と共同で一つの計画を作成

⇒A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(2) A商工会がB市と共同で一つの計画を、またC町と共同で一つの計画を別々に作成

⇒(1)と同様、A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(3) A商工会がB市とのみ共同で作成

⇒A商工会の管轄区域のうちB市内のみ計画の対象区域となる

(4) A商工会がC町とのみ共同で作成

⇒A商工会の管轄区域のうちC町内のみ計画の対象区域となる

【X商工会議所とY商工会がZ市に併存する場合】

(5) X商工会議所及びY商工会がZ市と共同で一つの計画を作成

⇒Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(6) X商工会議所とY商工会がそれぞれZ市と共同で別々の計画を作成

⇒(5)と同様、Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(7) X商工会議所は計画を作成せず、Y商工会とZ市が共同で計画を作成

⇒Z市内におけるY商工会の管轄区域のみ計画の対象区域となる

Q6. 申請から認定まではどれくらいの時間がかかりますか？

(答)

原則として全ての必要書類が揃ってから2週間程度を想定しています。

なお、添付書類の不足や記載事項の不備等があった場合はこの限りではありません。

Q7. 商工会又は商工会議所と共同して申請する市町村は、何を実施すれば良いのでしょうか？

(答)

実施する内容やその役割は作成主体である市町村及び商工会又は商工会議所の判断になります。いずれにしても、市町村は、商工会又は商工会議所とよく相談の上、計画を共同で作成してください。

Q8. 市町村の商工部局は、計画の作成や実行にあたって防災部局と連携することが必要ですか？

(答)

基本指針において、「(中略)、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法第40条第1項に基づく都道府県地域防災計画及び第42条第1項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。」とされていることから、当該計画の作成及び実行にあたっては、各市町村内において商工部局と防災部局が相互に連携いただき、共通認識を持っていただきたいと思います。

Q9. 申請にあたっては市町村長印の押印が必要になりますか？

(答)

原則不要です。ただし、押印を妨げるものではありません。

(2) 法定経営指導員

Q10. 法定経営指導員とは、どのような者ですか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第5項及び第7条第5項に規定する「経営指導員」を、便宜的に「法定経営指導員」と呼んでいます。

小規模事業者支援法では、「小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者（抄）」と規定しています。

Q11. 「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者を想定していますか？

（答）

小規模事業者支援法施行規則第2条により、以下の要件をすべて満たす者です。

- 一 第7条第1項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者（※）
- 二 直近5年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

（※）第7条1項各号に規定する経営指導員の要件

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所
その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近5年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40
条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁
長官が指定したものを修了した者
- 三 直近5年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講
習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する3年以上の実務の経
験を有する者
- 五 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

Q12. 「法定経営指導員」は、すべての経営指導員になるべきものですか？

（答）

Q11. の回答のとおり、経済産業省令に基づき一定の要件を満たす者を想定していますので、すべての経営指導員になることは想定していません。

Q13. 「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えないとのことですが、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合、当該申請計画の扱い

はどのようにになりますか？

(答)

「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えありませんが、申請書の提出時点で、要件を満たしていない場合は、以下の書面を提出してください。

○経営指導員要件を満たすことの申告書（様式第1）※

※様式第1の各要件欄には、以下の記載例をご参考ください。

2. 商工団体の役員又は職員要件

商工団体の役員又は職員要件については、採用通知書を添付し、採用後の令和5年1月に契約書を提出します。

3. 指定講習の受講要件

講習種別	講習実施機関	受講年度	受講年度時点所属団体	備考
基礎講習	中小企業庁	令和3年度	●●商工会	
行政事務講習	中小企業庁	令和4年度予定	●●商工会	
事業継続力講習	中小企業庁	令和3年度	●●商工会	

令和4年12月に指定講習を受講し、受講後の令和5年1月に修了証を提出します。

（※受講要件については、申請書の提出までに受講を終えておくことが望ましい。）

4. 実務経験

（①組織における実務従事の経緯で確認する場合）

実務従事期間が現在、34月（2年10ヶ月）のため、従事期間を満たす予定の令和5年1月に組織における実務経験を証明する書類を提出します。

ただし、ご質問のように、同候補者が計画の認定までに法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合には、申請された事業継続力強化支援計画は不認定となります。

認定までに、要件を満たしていることを証する書式（Q28.の回答参照）をご提出ください。

Q14.「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできない場合に備え、複数の候補者名を記載してもいいのですか？

(答)

複数の候補者名を記載しても差し支えありません。

ただし、Q13.の回答のとおり、最終的に法定経営指導員の要件をクリアする者が

1名以上必要となります。

Q15.「法定経営指導員」が複数の計画に関与することはできますか？

(答)

同一人が複数の事業継続力強化支援計画の法定経営指導員となることは問題ありませんが、法定経営指導員は、計画の作成から実施に至るまでの必要な情報の提供及び助言等を行うこととなりますので、一人の法定経営指導員が関与できる常識の範囲を超えないよう留意する必要があります。

Q16.「法定経営指導員」が人事異動（退職）した場合、手続きは必要ですか？

(答)

法定経営指導員が人事異動（退職）し、法定経営指導員業務から外れる場合は、小規模事業者支援法第6条に基づき、新たな法定経営指導員について、変更認定を受ける必要があります。

しかし、例えば、A商工会の事業継続力強化支援計画に関与する法定経営指導員X氏が、他の商工会に人事異動となった場合、X氏が引き続きA商工会の計画に関与するのであれば、特段の手続きは不要です。

しかしながら、人事異動（退職）を機に、A商工会の計画に関与する法定経営指導員をY氏に変更したい場合には、小規模事業者支援法第6条に基づく変更認定を受ける必要があります。人事異動（退職）が判明した時点で速やかに手続きを行ってください。

なお、当該変更申請に係る変更申請書の記載例は、次ページをご参照ください。

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

行政庁名 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1-1
〇〇商工会（商工会議所）
会長（会頭） 〇〇 〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町1-1
〇〇市（町・村）長 〇〇 〇〇

令和〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制
（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 氏 名：経産 花子
連絡先：〇〇商工会 TEL.777-777-7777

【変更後】 氏 名：中小 太郎
連絡先：〇〇商工会 TEL.777-777-7777

【変更理由】 法定経営指導員である〇〇商工会所属の経産花子氏が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である中小太郎氏へ変更するもの。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：中小 太郎

(3) 事業継続力強化支援事業の目標

Q17.「事業継続力強化支援事業の目標」は、どのようなことを記載するのですか？

(答)

事業継続力強化支援事業の実施期間全体における目標となりますので、3～5年先を見据えて、商工会又は商工会議所及び関係市町村としてどういう姿を目指すか（どうなっていたいか）、そのために商工会等のあり方はどうあるべきか（どういう支援を行うべきか）といったことを記載してください。

(4) 事業継続力強化支援事業の実施期間

Q18.「事業継続力強化支援事業の実施期間」は、どのくらいの期間ですか？

(答)

3年以上で、最長5年間としてください。

なお、事業継続力強化支援事業は、自然災害等の最新の発生予測等をもとに実施される必要があるため、共同作成する関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましいと考えます。

(5) 事業継続力強化支援事業の内容

Q19. 事業内容等を補足するため、別添形式で資料を添付することは可能ですか？

(答)

添付資料の一例として、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画（※）を想定しています。なお、小規模事業者支援法第5条第7項の規定により当該計画の内容を公表するため、添付資料も公表の対象となることを予めご承知おきください。

(※) 商工会におかれては、全国商工会連合会が示す商工会向け商工会危機管理マニュアル等をご活用（ご参照）ください。

商工会議所におかれては、日本商工会議所が示す商工会議所向けBCP対策資料をご活用（ご参照）ください。

Q20. 発災時における被害情報の報告とは、どのようなものですか？

(答)

災害対策基本法において国は都道府県知事やその他地方公共団体の調査や報告に基づき、支援策を実施する旨が定められています。被災企業の支援策を実施するため、中小企業・小規模事業者の被害の実態（中小企業被害額）を把握する必要がありますが、どの情報をどの機関がどのように集めるか、都道府県・市町村・商工会又は商工会議所の役割分担は、市町村を介するかどうかを含め都道府県ごとに異なるものと考えられます。

市町村を介した調査を行う場合、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、商工会・商工会議所が行うこと、関係市町村が行うことをあらかじめ役割分担することも考えられます。

地域によって適した体制は様々ですが、例えば、被害情報の収集の方法として、メールやSNS、アンケートを通じて会員企業へ被災状況を確認する方法もありますが、基本的には、非会員企業を含め被災事業者を回り被害状況や被害額の聞き取りを行います。この際、集めた事業者の被害状況は、速やかに市町村の担当者に報告し、市町村が集計を行う分担があり得ます。また、被害地域が広い場合には、市町村から職員の応援を得て協同して調査を行うことを取り決めておくことも有用です。

また、復旧支援メニューが措置された際に、商工会・商工会議所と自治体が一緒に支援する場合の被害情報の情報交換について、事前に取り決めなどを行い、迅速な復旧活動に努めていくことも有用と考えられるところです。

(6) 事業継続力強化支援事業の実施体制

Q21. 実施体制（別表2）には、どのようなことを記載すればよいですか？

(答)

記載例として14ページをご参照ください。

(7) 必要な資金の額及びその調達方法

Q22. 必要な資金の額について、どのように記載すればよいですか。また、2年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

(答)

計画作成の段階で関係市町村と十分協議・調整を行っていただき、事業実施のため

に必要な資金の内容や額、また調達方法（商工団体や関係市町村が行う事業が明確に記載できるような場合、「A事業は〇〇市より、B事業は〇〇商工会（商工会議所）の事業費収入等」と記載いただくことも一例として考えられます。）について、事業規模と予算規模が見合った内容で記載してください。

初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。なお、初年度の額は、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

（８）連携に関する事項

Q23.（別表４）は、どのような場合に記載するのですか？

（答）

小規模事業者支援法第５条に基づく本計画においては、「当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」についても、当該者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、連携して「事業継続力強化支援事業を実施する者」として記載することができます。

この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、法の効力が及ぶものであることから、商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。少なくとも、連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです。

なお、次の４者が連携者として記載された計画については、認定された場合、法制上の齟齬等が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

（①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関）

※②～④の者についても、あくまで、小規模事業者支援法第５条第３項及び同条第４項第５号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じるのであって、事業継続力強化支援事業を実施するにあたっての上記の者との各種の取引関係、商品・サービスの利用の意思等について、事業継続力強化支援事業の内容の説明として（別表１）に記載することは妨げるものではありません。

Q24. (別表4)において、「連携者」として記載した内容は、公表されるのですか？

(答)

(別表4)は公表しますので、記載する内容は、当該連携者とよく相談のうえ、同意を得てください。

(9) 提出書類について

Q25. 提出書類に不備(不足)があった場合は、どうなりますか？

(答)

提出書類に不備があった場合は電話又は電子メールにより連絡しますので、指示に従ってください。

Q26. 添付書類「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは、どのようなものですか？

(答)

定款又は総会の議決によって、意思決定権が委任されている会議をいいます。

例えば、定款又は総会の議決によって「〇〇〇に関する事項は理事会で議決する」とあれば、理事会の議決が当てはまりますし、その上で、理事会の議決によって理事会等からさらに下部組織・会議(〇〇委員会等)等への委任されているのであれば、当該会議の議決が当てはまります。

Q27. 添付書類「・・・議事録の写し」とありますが、どの程度の範囲を提出すればよいのですか？

(答)

議事録のうち、事業継続力強化支援計画の内容等について決議等をおこなった箇所の抜粋で問題ないと考えています。

ただし、抜粋の場合は、会議名、日時、事業継続力強化支援計画を機関決定した旨が分かる部分が必要であると考えますが、その場合、議事録の抄本であることを証明する記名が必要となります。

Q28. 添付書類「認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が（中略）要件に該当することを証する書面」とは、どのようなものですか？

（答）

経営指導員の要件が確認できる書面は、以下のとおりです。

	添付書類
共通	経営指導員要件を満たすことの申告書（様式第1）
在籍確認	契約書、委任状、在職証明等いずれか1通の写し
受講確認	基礎講習（施行規則第7条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
	行政事務講習（施行規則第7条第1項第3号に規定する講習）の修了証の写し
	事業継続力講習（施行規則第2条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
実務経験確認	以下のいずれかを添付 ①組織における実務経験期間を証明する書類 又は ②法定事業計画の作成支援を証明する書類 又は ③中小企業診断士登録証の両面の写し

※参考様式等は、中小企業庁ホームページの経営指導員要領をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html>

【添付書類の省略】

○複数の計画に記名する場合は、いずれか1計画に全ての書面を添付していれば、ほか計画は「共通書面」の添付のみでも構いません。

○添付書類を省略する場合は、次のとおり記載してください。

様式第 1 （第 6 条関係）	
経営指導員要件を満たすことの申告書	
年 月 日	
氏 名	
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成 5 年通商産業省令第 4 4 号）第 7 条第 1 項第 5 号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。 なお、2. 商工団体の役員又は職員要件、3. 指定講習の受講要件、4. 実務経験の確認書面に いては〇〇商工会及び〇〇市の事業継続力強化支援 計画に係る認定申請書に添付しています。	

（10）認定審査について

Q29. どのような基準で審査をするのですか？

（答）

Q 4. の回答にもありますが、審査の基準は都道府県ごとに異なります。

（11）共同申請について

Q30. 二以上の商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請
することができますか？

（答）

小規模事業者支援法第 5 条第 2 項の規定により、二以上の商工会又は商工会議所が
共同で申請することができます。

Q31. 異なる市にある商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

(答)

まずは関係する商工会又は商工会議所及び関係市町村で事前に協議・調整を行ってください。関係者間の調整・同意が得られている場合は、異なる市町村域にある商工会又は商工会議所が関係市町村と共同して事業継続力強化支援計画を申請することは可能です。申請にあつたての考え方はQ5. のケースと同様です。

(12) 変更申請

Q32. 認定を受けた事業継続力強化支援計画を変更することはできますか？

(答)

小規模事業者支援法第6条の規定により、変更することが可能です。

Q33. 「事業継続力強化支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合ですか？

(答)

実施体制や連絡体制に大きく変更がある場合、法定経営指導員が変更となる場合等が想定されますが、いずれにしても変更申請の必要を含め、事前にご相談ください。

なお、変更に係る認定の申請は小規模事業者支援法施行規則第4条の規定より、以下の書類が必要となります。

書 類 名
①認定申請書（様式第2）
②別表1～4
③事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類
③当該変更について、申請商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
④当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
※当該変更に伴い書類に変更がない場合は提出不要。（例えば法定経営指導員が変更となった場合など

⑤（経営指導員を変更する場合は、）経営指導員の要件確認書類

※原則、電子媒体で提出。

※経営指導員を変更する場合の要件確認書類は、Q28. の回答に記載する確認書類をご参照のうえ、添付してください。

【紙媒体で提出する場合】

※書類の用紙サイズはA4とし、①認定申請書は正本1部、副本1部を提出。

Q34. 事業継続力強化支援事業の実施期間は、変更申請により延長することが可能でしょうか？

（答）

変更申請により、認定された事業期間を延長することはできません。小規模事業者支援法第5条の規定に基づき、新たに認定を受ける必要があります。いずれにしても変更申請の必要を含め、事前にご相談ください。

Q35. 小規模事業者支援法第6条第2項に規定する「（略）認定に係る事業継続力強化支援計画が、同条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、（略）」とは、どのような場合ですか？

また、そのようなときに該当する場合、どのような対応が考えられるでしょうか？

（答）

小規模事業者支援法第5条第6項を要約すると以下のとおりです。

- (1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること
- (2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったときに、その認定を取り消すことができるというものです。ただ、こういったケースが頻発することはあまり想定していませんので、気になる場合には、事前にご相談ください。

Q36. 認定された事業継続力強化支援計画の全てを白紙に戻すような場合、小規模事業者支援法第6条第1項に基づく変更申請で対応することは可能でしょうか？

（答）

計画の全てを白紙に戻すような場合には、変更申請で対応することはできません。
小規模事業者支援法第5条に基づき、新たに認定を受ける必要があります。

Q37. 変更申請書の提出から変更認定の結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか？

(答)

原則として全ての必要書類が揃ってから2週間程度を想定しています。

なお、添付書類の不足や記載事項の不備等があった場合はこの限りではありません。

Q38. 変更申請の認定審査は、どのような観点で実施されるのですか？

(答)

変更申請における認定審査は、原則として当初認定と同様に、小規模事業者支援法第5条第6項各号に掲げる基準に合致するか、の観点で審査を行うこととしております。

Q39. 変更申請した計画が不認定となった場合、当初認定された計画はどのような扱いになるのですか？

(答)

変更申請が不認定となったことにより、当初認定された計画が取り消しになることはありません。

(13) その他

Q40. 事業継続力強化支援事業について、実施状況の報告は必要ですか？

(答)

小規模事業者支援法第11条の規定により、知事は、事業継続力強化支援事業の実施状況について、商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができることとなっています。ご協力をお願いします。

Q41. 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当するのでしょうか？

(答)

事業活動に影響を与える「自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大

な障害」としては、例えば、自然災害、自然災害に起因する停電被害（ブラックアウトも含む）、サイバー攻撃による情報漏洩、新型インフルエンザ（感染症）などが考えられます。

事業継続力強化支援計画は、主として自然災害発生時における事業継続を主眼としていますが、感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が事業活動に影響を与えることを想定しておくことも有用です。

いずれにしても、事業継続力強化支援計画の作成にあたっては、商工会又は商工会議所及び関係市町村が共通認識を持っていたいた上で、共同で実効性のある計画の作成をお願いします。

Q42. 事業者BCPとは何ですか？

（答）

本ガイドラインにおいて、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載しています。

BCP（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができれば、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復

旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、BCPを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。

BCPの策定・運用にあたっては、まずBCPの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。

【引用：中小企業BCP策定運用指針より（中小企業庁）】

※参考 URL

- 中小企業庁（中小企業BCP策定運用指針）
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>
- 中小企業庁（事業継続力強化計画）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>
- 中小企業庁（新型インフルエンザ対策のための事業継続計画）
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>
- 内閣府（防災情報のページ）
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/index.html>
- 内閣府（事業者向けのガイドライン等を参照する）
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/sk.html>

7. 関係規程

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号)(抄)

第一条・第二条 (略)

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)に対する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 事業継続力強化(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。)に寄与する情報の提供等に関する事項

四～七 (略)

3・4 (略)

第四条 (略)

(事業継続力強化支援計画の認定)

第五条 商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業(以下「事業継続力強化支援事業」という。)についての計画(以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 二以上の商工会又は商工会議所(同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。)がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村(当該都道府県の区域内にあるものに限る。)と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業継続力強化支援事業の目標
- 二 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
- 三 事業継続力強化支援事業の実施体制

四 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

5 前項第三号に掲げる事項には、第七条第五項に規定する経営指導員（小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をした旨を通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更等）

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

第七条・第八条 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第九条 認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの）に限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）（以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについて

ては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務）

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（報告）

第十一条 都道府県知事は、認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

2 （略）

第十二条・第十三条 （略）

（罰則）

第十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則 (平成5年通商産業省令第44号)(抄)

(事業継続力強化支援計画に係る認定の申請)

第一条 商工会又は商工会議所及び関係市町村(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)が法第五条第一項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事(当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第五条までにおいて同じ。)に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

(事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件)

第二条 法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

- 一 第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者
- 二 直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

2 前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

(経営指導員の照会)

第三条 都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

(事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請)

第四条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類
- 二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定事業継続力強化支援計画の公表等）

第五条 都道府県知事は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に対し、その旨を電磁的方法（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）、書面その他の方法により通知するものとする。

第六条 （略）

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
 - イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

2 （略）

第八条・第九条 （略）

（経営指導員要領の作成等）

第十条 中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

- 2 中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

（令和元年7月12日経済産業省告示第60号）（抄）

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることとはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。

小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づき平成二十六年に定められ、令和元年に変更された小規模企業振興基本計画では、小規模事業者の振興に関する施策を講じる際の目標を定めている。とりわけ「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、小規模事業者をめぐる構造変化に対し潜在的な対応力を最大限発揮するため、自らの強みを把握した上で、需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進することとしており、商工会又は商工会議所が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）を行うに当たっては、経理、税務等に関する指導・助言等の経営改善指導のみならず、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等の経営の発達に資する支援を行っていくことが求められている。

また、近年、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が多発しており、今後も、気候変動により災害リスクの増加が想定されていることを踏まえれば、商工会又は商工会議所による経営改善普及事業として、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）が事業活動に与える影響の認識、損害保険の加入を含めた事前対策など、小規模事業者に対して自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ること（以下「事業継続力強化」という。）を促すことが極めて重要である。なお、大規模な自然災害等が発生した場合には商工会又は商工会議所による広域的な対応が必要になることも想定されることから、当該商工会又は商工会議所の地区を越えた連携体制についても予め検討することが望ましい。

加えて、商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体の商工行政と調和した経営改善普及事業を実施することが求められる。また、商工会及び商工会議所、国、地方公共団体、支援機関がそれぞれ役割を分担するのではなく、地域経済や産業の発展に向けて、関係者が一体となった経営改善普及事業の実施体制を構築することが求められる。

1～2. （略）

第二 （略）

第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者が事業活動を継続するに当たっては、自然災害等の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことによる事業継続力強化が必要である。

他方、小規模事業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、小規模事業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、経営改善普及事業を行う商工会及び商工会議所による働きかけや支援が重要となる。

商工会及び商工会議所が事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。以下同じ。）及び連携事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十二条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。以下同じ。）の策定に関する指導・助言、会員企業が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等を通じ、地区の小規模事業者の事業継続力強化に資する支援を行っていくことが求められる。

なお、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。

1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (2) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (3) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（BCP）の策定に関する指導及び助言
- (4) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- (6) 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

(1) 目標の設定

商工会又は商工会議所の地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）の地域防災計画を踏まえつつ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、地区の商工業の経営状況等を踏まえつつ、小規模事業者

が取り組み可能な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速かつ円滑に進め、自然災害等発生後における地域経済機能の維持を意識した目標を設定すること。

(2) 実施期間

商工会又は商工会議所は、自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。

なお、事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましい。

(3) 実施体制

事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設けるものとするとともに、被害状況の把握・報告等の自然災害等発生時における業務に係る実効性を向上させるため、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画についても作成し、必要に応じて当該計画に係る訓練を実施するものとする。加えて、少なくとも年に1回程度、事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しを行うものとする。

併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を地域全体で一体的かつ円滑に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換に努めるものとする。

また、それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。小規模事業者においては、事業継続力強化のため、他社と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。これらの取組を進めるには、商工会又は商工会議所による連携事業継続力強化の取組を組成するための斡旋・情報交換の場の設定などや、複数の商工会または商工会議所が連携してこれらの取組を図ることも有効である。

第四～第七 （略）

ver.1.1	令和	元年	8月26日
ver.1.2	令和	元年	9月26日
ver.2.0	令和	2年10月28日	
ver.2.1	令和	4年	7月14日
ver.2.2	令和	5年	5月 1日
ver.2.3	令和	6年	6月10日